

日本国とインドネシア共和国の間の「日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定」の運用開始に関するお知らせ（続報）

平成30年2月28日  
経済産業省  
原産地証明書室

インドネシア政府は、「日・ASEAN 包括的経済連携協定（以下「AJCEP 協定」）」の実施に向けて同国内の関連法令整備を進めてきましたが（当室からの本年2月20日付け事前周知参照）、この度、同国において、関連する財務大臣令※が公布されました。同国は、同大臣令施行予定日の本年3月1日から日本との間で AJCEP 協定の運用を開始する旨通告いたしました。これにより、指定発給機関である日本商工会議所において、AJCEP 協定に基づくインドネシア向け第一種特定原産地証明書の関連手続が開始されますので、詳細は同商工会議所へお問い合わせください。

※原文（インドネシア語）は以下の URL に掲載（2月15日付けに遡って公表されています）

<http://www.jdih.kemenkeu.go.id/fullText/2018/18~PMK.010~2018Per.pdf>

日本からインドネシアへの特定原産品の輸出における関税の減免効果については、多くの場合、AJCEP 協定よりも、既に運用されている「日・インドネシア経済連携協定」が上回りますので、日本商工会議所への原産地証明書の申請の際は御留意ください。

なお、日本政府からインドネシア政府に対し、日本企業等による AJCEP 協定活用の利便性が損なわれないよう適切な対応を既に依頼していますが、運用開始直後においては予期せぬトラブルが生じるおそれは完全には排除できませんので、皆様におかれましても、同協定に基づく原産地証明書を初めて御利用の際は、事前にインドネシア側輸入者を通じて同国当局に関連情報を御確認いただくことをお勧めします。

AJCEP 協定に係るインドネシア国内での運用状況等、詳細が判明しましたら追ってお知らせします。

**問い合わせ先**

貿易経済協力局 貿易管理部 原産地証明書室

電話：03-3501-0539

E-mail：gensanti-syoumei@meti.go.jp